

岩手県告示351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年5月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成24年東北地方整備局告示第88号二戸都市計画道路事業3・4・2号荒瀬上田面線
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 盛岡市
- 4 事業地の所在 二戸市福岡字城ノ外、字川又及び字落久保地内